

# 社労士会労働紛争解決センター岩手



職場のトラブルは  
社労士会労働紛争解決センターで  
スッキリ解決！

「かいけつサポート」は法務大臣の認証を  
受けた「紛争解決サービス」です



## 職場のトラブル どうしていますか？

解雇や雇止め、労働時間や賃金等の労働条件、いじめ……。さまざまな職場のトラブルが急増しています。こうしたトラブルは、働く人には生活基盤の問題、「ワーク・ライフ・バランス」と「メンタルヘルス」の問題として、経営者には「コンプライアンス」や「CSR（企業の社会的責任）」の問題として大きな悩みになっています。

そこで…

## 社労士労働紛争解決センター の「あっせん」でスッキリ解決!

社労士労働紛争解決センター岩手は、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を生かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）します。

## あっせん申立てをするには どうしたらいいですか？

**Q** 会社から一方的に解雇を告げられ、  
困っています。  
直接、解決センターに申し出れば  
いいのですか？

**A** 解決センターは、「あっせん」という手続により、  
個別労働関係紛争を解決に導くところです。  
あなたが困っていることがどんな状況にあるか、  
また、それを解決するためには、どういう方法をとっ  
たらいいかなどについて、まずは岩手県社会保  
険労務士会の「総合労働相談所」におたずね  
ください（岩手県総合労働相談所の日時等は下  
記のとおりです。）。  
総合労働相談所では、あなたの相談の内容から、  
解決センターに申し出ることが問題解決にとって  
一番いい方法であると判断すると、解決センター  
と連絡を取ってくれますので、その指示に従って  
いただくようお願いします。

## 岩手県社会保険労務士会 「総合労働相談所」

（相談は、電話予約により行っています）

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町1-1  
岩手県社会保険労務士会内  
TEL (019) 651-2373

相談日・時間  
第二・第四水曜日（13時00分～16時00分）

## あっせん申立ての手順(流れ)

### 1. 本会設置の「総合労働相談所」にて相談

労働問題無料相談窓口「総合労働相談所」  
予約電話：019-651-2373  
受付：第二・第四水曜日(13時00分～16時00分)  
にてご相談下さい。

### 2. センター岩手へあっせん手続きの依頼

当センターを紹介されましたら、担当職員が  
あっせん手続きについて「事前説明」をいたし  
ます。

### 3. あっせん手続きの申立て

当センターで対応する事案であるかどうか  
申立て内容を審査します。

### 4. 受付・受理

申立書、代理人選任届（代理人を依頼される  
場合のみ）、申立て内容に関する資料をご用意  
ください。

### 5. 被申立人への通知、意思確認、制度説明

申立書の写し、様式、個別労働関係紛争解決の  
しおり等を送付します。

### 6. 被申立人が、あっせん申立てを受諾

被申立人があっせん申立てに応じない場合、  
あっせん手続はここで終了します。

### 7. 申立人、被申立人(当事者双方)に通知

あっせん委員を通知するとともに当事者の日程  
を確認し、あっせん期日を7日前までに通知し  
ます。

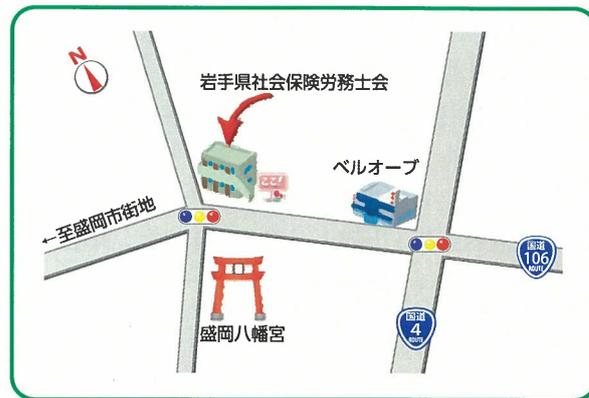
### 8. 当センターあっせん室にて手続きを実施

あっせん委員（特定社会保険労務士）2～3名  
が双方とも交互に面接します。

### 9. 和解成立(和解契約書の作成)、申立人 の取下げ、センター長による手続き終了 の決定(打切り)

あっせん手続終了となり、双方に通知します。





【バスでお越しの方へ】

岩手県交通バス 茶畑行 「中ノ橋二丁目バス停」下車 徒歩3分  
または 盛岡工業団地行 「山王下バス停」下車 徒歩3分

法務大臣認証 厚生労働大臣指定

## 社労士会労働紛争解決センター岩手

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町1-1  
岩手県社会保険労務士会内  
TEL(019) 651-2373